第6章 保存活用計画の大綱と基本方針

第1節 大綱(ビジョン)

大塚山古墳群は、奈良盆地の西縁に横たわる馬見丘陵の東側斜面を中心に分布する馬見古墳群の中の一群とされており、大型前方後円墳を中心に前方後円墳、方墳、円墳により構成された古墳群である。また、奈良盆地の諸河川が合流し大和川となって河内平野・大阪湾に流れて行く水上交通の要衝に位置している。馬見丘陵北東の丘陵端部、大和川の氾濫原低地の微高地端での立地や、大塚山古墳から出土した円筒埴輪に描かれた船(外洋も航行できる準構造船か)を表現した線刻は、被葬者集団が大和川の水運に深く関わり広く交易を行っていたことが強く想定される。また、古墳群の築造時期が古墳時代中期後半から後期初頭と大きな時期差がなく一気に築かれたとみられ、分布の状況や群の構成からも学術上重要と評価されている。

大塚山古墳群の中心を成す大塚山古墳は、その規模と保存状況の良さも史跡の本質的な価値の一つである。全長は197mを測り周囲には濠が巡っている。さらには堤及び外濠も確認されている。この古墳が築かれた古墳時代中期後半の中では奈良県でも有数の大型前方後円墳である。墳丘の遺存状況も良好で、三段に築成されていることが確認できる。墳丘上では上述の円筒埴輪をはじめ、朝顔形・家形・蓋形など多くの埴輪が採集されており、埴輪が墳丘上を巡っていたことを伺い知ることができる。大塚山古墳が「王塚山」や「王墓山」と呼ばれてきたことが史料から知れるが、近くの島の山古墳とともに陵墓として管理されていない大王墓級の大型前方後円墳としての存在は大変貴重である。

このような歴史的な価値を有する史跡大塚山古墳群を恒久的に保存し、将来へと引き継いでいくことは我々現代を生きる者の責務である。また、近年は文化財を積極的に活用して地域資源の拠点としていこうという動きがある。そのような中で大塚山古墳群の歴史的価値を広く理解してもらうとともに、人々に身近で親しまれる史跡とすることが、現在、目指すべき史跡大塚山古墳群の在り方と考える。

そのために、以下のような取り組みを大きな柱として、史跡大塚山古墳群の保存活用を推進していく こととする。

古墳群の築かれた河合、歴史的背景を知り、学んでいく

大塚山古墳群は、奈良盆地内の同時期の古墳群の中では最大級の大きさを誇り、大和川の沿岸に築かれたという特色と価値がある。その特色と価値を実際に「見て・触れて・感じて」もらう体験をしてもらうための環境を整える。

地域の生活と共にある古墳群として共に護っていく

現在でも地域の日常生活の中に存在する大塚山古墳群を、地域の誇りや財産として、地域住民と協働し、古墳群を愛してもらえる活動を促進していく。また、その活動を通じて地域住民をはじめとして人々のつながりを構築し、価値の共有化を図っていく。

第2節 基本方針

(1) 保存管理の基本方針

- ・ 史跡大塚山古墳群の本質的価値を確実に保存し、将来にわたり継承することを第一とする。
- ・ 古墳群の立地や景観・緑地としての価値を保全する。
- ・ 地下に埋蔵される遺構についても、史跡と同等の価値を有する遺構がある範囲において、調査成 果に基づき追加指定を進める。
- ・ 遺物の保管については、恒久的に安全に保管できる施設の整備について検討を行う。

(2)活用の基本方針

- ・ 継続的な調査研究を行い古墳群の価値を高めるとともに、その成果を保存・整備に活かし、広く 周知し公開を行っていく。
- ・ 地域住民や見学者など、あらゆる世代や対象に対して、史跡の価値を様々な形でわかりやすく発信・提供し、それぞれの知的好奇心やニーズを満たすことのできる活用を推進する。
- ・ 地域学習や歴史学習の場として両立を図りながら、地域住民にとって身近で多様な活動が行える 快適な場を提供する。
- ・ 地域のまちづくりの中に位置づけ、観光の拠点としての役割を果たす。

(3)整備の基本方針

- ・ 地域住民の生活と調和しながら整備を進める。
- ・ 遺構の保存を第一に考慮し、発掘調査によって得られた成果に基づき、古墳の歴史的価値が実感 できるような整備を段階的に行う。
- ・ 古墳群の本質的価値の周知及び明示に係る整備について、案内板や解説板等だけでなく、情報発 信の方法を幅広く検討していく。
- ・ 植栽は、憩いの場としての緑地を維持しつつ、遺構の保存や古墳の眺望に障害とならないよう留 意しながら、古墳時代の景観を考慮して樹種を選定し、史跡公園としてふさわしい環境を整える。
- ・ 史跡指定範囲外にあるのが望ましい施設は移転等を検討する。
- ・ 公園機能としての便益施設等は、史跡の保存や景観に配慮しながら、来訪者の快適性を高めるため、適切な場所に適切な施設を配置する。

(4) 運営・体制の基本方針

地域に根差した包括的な保存・管理と整備・活用を進めるために、下記の点について整備を推進する。

- 日常の維持管理。
- ・ 保存、活用、整備、調査研究、周知、公開等の適切な行政事務を行うため、庁内の関係部局との連携体制の充実・強化を図る。
- 災害時の復旧等を推進するため、内外部の関係機関との連携を強化する。
- ・ 専門職員の充実等、運営体制を整える。
- ・ 史跡の保存活用においては、地域の人々が参画できるような体制を整える。